

平成二十一年七月十六日提出  
質問第六八三号

外務省作成の「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省作成の「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書

二〇〇五年九月二十九日付の共同通信報道により、外務省が「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方と接触する際にどの様に対応するか、そのマニュアル等について記した文書（以下、「対応マニュアル」という。）を作成していたことが明らかにされている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七一第六三九号）を踏まえ、質問する。なお、「対応マニュアル」の内容は過去の質問主意書に全て掲載してあるので、当該質問主意書では省略する。

一 「対応マニュアル」に「当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられた」とあるが、当方と外務省の過去の関係に、社会的、政治的に見てどの様な問題があったかという問いについては、「『過去に外務省と鈴木宗男衆議院議員との関係が社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことがある。』ということであり、これ以上に詳細にお答えすることは困難である。」と、同省として詳細に答えられないとの答弁がなされている。先の質問主意書で、当方と同省の間にもどの様な社会的、政治的に大きな問題があったのか、その問題の具体的内容を答えられないのはなぜかと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の点については、先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一

第五〇一号) 一についてでお答えしたとおり、外務省として、『社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことがある。』ということは認識しているが、御指摘の文書における当該記述が何を指すかについて個別具体的には特定できないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。

「御指摘の文書における当該記述が何を指すかについて個別具体的には特定できない」というのは、「社会的、政治的に大きな問題」の具体的事例が数多く、そのうちのどれを指すのか特定できないという意味か。

二 外務省が把握している「社会的、政治的に大きな問題」の具体的事例から、どれか一つ任意に抽出し、その内容を明らかにされたい。

三 先の質問主意書で、外務省として、過去に当方との間でどのような社会的、政治的に大きな問題があったのか、その問題の具体的内容がわからないまま、「対応マニュアル」なる、特定の国会議員を忌避する取り決めることは適切であるかと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の文書は、外務省として、『政』と『官』との適切な関係を維持していくために当該文書を必要とすると考えられる外務省職員を想定して作成したものであり、その作成が適切でなかったとは考えていない。」との答弁がなされてい

る。右にある「『政』と『官』との適切な関係を維持していくために当該文書を必要とすると考えられる外務省職員」とはどのような様な職員か、詳細に説明されたい。

右質問する。